

公募型企画競争公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和7年7月10日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

徳山中央病院

院長 沼 文隆

1 競争に付する事項

(1) 件名

食堂・売店・自動販売機・入院セット等運営業務委託

(2) 内容

公募型企画競争説明書及び仕様書による

(3) 貸付（運営）期間

令和8年5月1日～令和15年4月末日（7年間）

本貸付契約は、「定期建物賃貸借契約」を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

(4) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、来院者・患者・職員等のための食堂・売店・自動販売機、入院セット等設置の運営の全般を実施すること。

(5) 選定方法

契約の相手方の選定は、競争に参加する必要資格を満たす者から受理した「食堂・売店・自動販売機・入院セット等設置運営事業企画書（以下、企画書という。）」による評価と、見積書価格を総合した評価（総合評価方式）により優先交渉権者を決定する。

(6) 見積書の作成方法

競争参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分100に相当する金額を見積書に記載すること。

また、提出する見積書には見積内訳書を添付すること。様式は任意とする。

2 競争に参加する者の必要資格等に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下、契約事務細則という。）

第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (4) 直近2年間に支払うべき社会保険料、及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料について一切滞納が無いこと。

3 企画書及び見積書の提出場所等

- (1) 企画書及び見積書の提出場所、契約条項を示す場所、競争説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒745-8522 山口県周南市孝田町1番1号
独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院 経理課
電話 0834-28-4411 内線 6931
Email keiri@tokuyama.jcho.go.jp
- (2) 競争説明書の交付期間
公告日から令和7年8月4日(月)まで(土・日祝を除く)の
9時00分から16時00分までの間交付する。
- (3) 質疑応答期間
 - ①質疑受付期間 令和7年7月16日(水)～令和7年8月4日(月)
9時00分から17時00分まで
 - ②質疑回答日 令和7年8月8日(金)
- (4) 企画書及び見積書の提出部数
企画書については5部、見積書については1部(通)を提出のこと。
- (5) 企画書及び見積書の提出期限
令和7年8月18日(月)17時00分
- (6) 企画書及び見積書の提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。)なお、見積書については厳封のうえ、封皮に「食堂・売店・自動販売機・入院セット等運営業務委託見積書在中」と朱書すること。
- (7) プレゼンテーション実施日
令和7年8月25日(月)～令和7年8月29日(金)の内、1日
公募した企業・団体へは別途通知する。
- (8) プレゼンテーション実施場所
独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院 会議室

(9) 選考結果の通知

令和7年8月29日(金)

(10) その他

提出された企画書及び見積書は返却しない。

4 その他必要な事項

(1) 競争及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金等

免除

(3) 参加者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類として、競争説明書に定める企画書等を指定する期日までに提出しなければならない。参加者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 競争参加の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者の提出した企画書及び見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書及び見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である見積を提出した参加者の中から、競争説明書で定める総合評価方法を以って交渉権者を決定する。

その者が複数の場合は、総合評価方法を以って得られた値が最も大きい事業者から交渉順位を付するものとし、第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。

但し、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行なうことができる。

(7) 契約までに要する費用は、全て各事業者の負担とする。

(8) 提出する見積書には見積内訳を添付すること。

(9) 詳細は、仕様書及び競争説明書による。